



さいたま市介護支援専門員協会
ロゴマーク

PARITIZAR PARTISER

Vol,45

2017年春号

平成28年度 5回全体研修会

テーマ 次期介護報酬改定の動向とケアマネジャーに期待される役割

開催日時 平成29年3月18日(土) 14時00分～16時15分

開催場所 市民会館うらわ 8階コンサート室



第5回研修会は、上智大学総合人間学部社会福祉学科 藤井賢一郎氏を講師にお招きし、「次期介護報酬改定の動向とケアマネジャーに期待される役割」について開催された。

報酬改定の議論は、まだ表に出ていないが、2000年から2016年の間に介護保険総費用は約3倍に膨らみ、高齢化率は、16%から26%を超え10%以上増え

ている。65歳以上が払う保険料も平均2911円からスタートし、現在(第6期)は平均5514円となり、第7期には6000円を超えると予想している。さらに2025年以降団塊の世代が75歳以上になり、後期高齢者も大幅に増えるため給付の抑制をしなければならぬ。そのため2018年度改定では、マイナス改定の方角で進めざるを得ない。また、将来人口推計より人口構成、合計出

生率でみると、2050年から2060年までは負担増が続くため、制度を維持するには改定ごとにマイナス改定を行わなければならない。

地域包括ケアについて、今後の方向性として施設から在宅へ向かっており、病院での死亡者数が2005年をピークに減少し、自宅死亡者は、2006年をボトムに増加している。現在、総死亡者数は130万人弱で、2030年から40年にかけて、毎年160万から170万人亡くなる」と予測している。死亡者数の増加により療床を全部作ることは困難で、自宅で亡くなる仕組みをつくるのが地域包括ケアの目標。

次期改正では、2018年8月から現役世代並の所得のある利用者は3割負担の方向で調整している。特定事業所集中減算については、公立・中正なケアマネジメントを行うために導入されたが、利用者本位のプランにつながっていないなど弊害が指摘され、次期改定では廃止の方向で検討している。その対策として運営基準の見直しを行い、個々のケアマネジャーの

資質を上げるため、管理者が行うべき役割について明文化（訪問介護など他サービスでは明文化している）し強化する。また、今まで都道府県で行っていた指定権限を保険者機能強化の観点から市町村へ移譲し、市町村で指導・監督できるようにする。

中重度の在宅生活を支えるサービスの強化として、前回の改定時に小規模多機能、定期巡回について報酬増を図り、18年度改定でも引き続きプラスで検討している。小規模多機能のメリットは、アセスメントやプランを作る際、多職種で議論できることが評価されているという。今後、小規模多機能の利用者のケアマネジメントを外部のケアマネジャーが担えるようにすることも検討している。

医療・介護連携の推進について、入退院の際、家族的な役割をケアマネジャーが行うことがあり、ケアマネジメント以外の仕事にかなり対応せざるを得ない。そのため退院支援についてもっと評価すべきとの声が上がっている。また、看取りについて、次期改定では評価する動きはあるが、ケアマネ

ジャーがどのように対応をしているか、制度を作る側に届いていない。藤井氏は、「手間がかかる、負担が大きい等の話が伝わってこないため、制度を作る側に現場の取り組みについて示してほしい。その上で医療と介護の連携により社会保障費が効率的に使われていることが示せれば、看取りがケアマネジャーの評価の対象になる」という。

通院同行について、ケアマネジャーが行っているケースがあり、平成28年9月の調査で「1か月間で1回でも通院同行することがありますか」との質問に、35.8%が「ある」と答えた。その理由として、「利用者が必要な情報を医師に説明できない」が最も多く、「医師からの指導を利用者が理解できていない」

「利用者の生活に関する具体的な情報を主治医に提供する必要がある場合」等の理由で通院同行を迫られる現状がある。狭い意味でのケアマネジメントからは超えているが、これをしていないとケアマネジメントのプロセスが動いていけないため、広い意味でのケアマネジメントに入る。藤井氏は「制度を作

る側は、この現状を知らないため、言語化したものをほしい」と話した。

ケアマネジャー不要論の背景として、在宅の限界点について諦めてしまうケアマネジャーがいる。「取り組めない、無理」と思うケアマネジャーがいるほど、不要論が盛り上がる。大変なのはよくわかるが最初から諦めないでほしい。そういう取り組みをしていけば、評価をする人も増えてくる。皆さんの努力、労力、苦勞している内容について、制度を作る側は理解できていない現状があり、よりよい制度にしていくためには、皆さんが言語化・データ化し、声を上げていく必要性を強調した。

岩槻区 活動報告

テーマ 「在宅生活いつまでも…」

開催日時 平成28年11月25日(金) 18時30分～19時45分
開催場所 珈琲と絵本と雑貨のおうちカフェ タコマチ

今年度第2回目の岩槻ケアマネサロンは、タコマチで開催された。ここでは、昼間週2回、介護者サロンを開催している。ご家族を介護している方、介護の経験がある方、介護や福祉に興味がある方が集まり、情報交換、介護について疑問に思うことや悩みについて話す時間を共有している。介護をされた方からのアドバイスや福祉分野の制度なども教えていただくことができる。その様子はテレビや新聞で紹介されている。

今回、講師に、さいたま高齢協訪問介護センターふれあい岩槻管理者 細井陽子氏をお招きした。ふれあい岩槻は、介護保険事業での訪問介護と生活協同組合の組合員を対象とした支援事業を行い、生活協同組合での支援は、組合員同士での助け合いを前提としている。その中で細井氏関わったケー

スについて事例検討を行った。出席した6名からは、自分が経験したケースやサービスについて介護保険にとどまらず活発な意見交換となった。「もっと話しを聞いてほしいのではないか」「専門のカウンセラーに相談し、対象者の考えを引き出してもらおうのもよい」「自分が経験したケースでは、医療の助けをお願いした」等の体験談が話された。

ケアマネとして情報、知っていることをどんな時に活用するのかは、経験してみないと分からない。ケアマネも悩んだり、失敗や八方ふさがりと感じることは多いと思う。しかし、今回のような立場で話し合えることや悩みを相談できることは大切で、出席者からは、「いろいろ情報ももらえてよかった」「またこのような会を設けてほしい」などの感想が寄せられた。

次回はもっと出席人数を増やせるよう努力していきたい。同じ地域で情報共有や相談できるケアマネサロンを今後も展開していきたいと思う。

見沼区・北区 活動報告

テーマ 「教えて・言語聴覚士さん」 ～話したい・食べたい・笑いたい～

開催日時 平成29年1月13日(金) 14時00分～15時30分
開催場所 プラザノース二階 CGアトリエ



今回は、嚙下、言語等を専門としている「言語聴覚士」に着目し、大宮共立病院 訪問看護ステーション、コンパス訪問看護リハビリステーションに所属されている言語聴覚士の方を講師としてお招きし、事例を通し、言語聴覚士の仕事(役割)についてスライドを交えてお話をいただいた。その後、グループワークを行い、ケアマネ自身が困った事例、聞きたいことを言語聴覚士に質問等を行い、話した内容を発表する流れで進化した。



まずは「大宮共立病院 訪問看護ステーション」より、言語聴覚士の働き、介入方法の説明後、「認知症の方に食事指導を行ったケース」の事例紹介があり、訪問看護より、口腔内に食事をため込み、摂取量にムラがあるので家族が困っているとの相談により訪問し、食事評価、摂食・嚥下機能評価と家族への指導を行った。

内容は、姿勢の調節（誤嚥しにくい、飲み込みやすい姿勢）、一口量の調節（コップよりストロウの方がムセにくい）、食後の口腔ケア（残留物の誤嚥を予防する）等の指導等を行うことにより、家族から

も高評価で、実際に食事の場面に取り入れてみたなどの声があった。認知面の低下による摂取量、嚥下機能の向上を図るのは困難ではあるが、専門職を入れることにより誤嚥リスクを減らすことはできるのではないかと話される。

2事例目、「終末期の方への食事指導」抗がん剤治療中、経管栄養、IVHとなったが、本人の希望で在宅に戻られるとのことで担当ケアマネより相談。本人、家族より経口摂取の希望があり、食事評価・訓練を目的に訪問。初回に評価、自主訓練指導を行い、2回、3回目は嚥下訓練を実施し、4回目にはゼリーを用いた嚥下訓練施行。主治医より入院の指示があっても本人の意思で在宅生活を継続、経口摂取の訓練より本人のQOL向上を重視し、「大好きなお寿司を食べよう」と一致団結し5回目～12回目、半固形の摂取介助指導を行うことにより、お寿司一口、家族手作りのプリンを二口摂取。12回後の翌日に他界されたが、「家族からも本人の希望が叶い心残りはないと思います」との言葉をいただいた。

事例3、ALSの方に文字盤・パソコンの導入を行ったことについて、AAC（拡大・代替コミュニケーション）の紹介、試用、使用練習を行い、簡単な会話は「透明文字盤」、複雑な内容を伝える時は「伝の心」と使い分けて使用。本人よりパソコンを用いることにより意思が伝わり助かった。家族からも、本人の伝えたいことが分かり便利であったとの言葉が聞かれた。STを早く介入させることにより会話以外のコミュニケーション方法を習得でき、病気が進行しても意思伝達が可能になることもある。

コンパス訪問看護リハビリステーションより「ペロペロキャンディしか舐められない中心静脈栄養投与の方が、モンブランを経口摂取できるようになった」事例について、IVHで禁食中、当時、ヨーグルトで誤嚥があった。在宅での介護負担軽減、経口摂取により楽しみを作ることとを目的として嚥下訓練開始、初回評価では嚥下機能低下（送り込み・飲み込みともに低下）、誤嚥時の喀出力低下、発語の不明瞭さがみられていた。この評価に対してのプログラムとして、

フードテストによる嚥下評価、喀出力向上のための呼吸訓練、声量増大訓練、舌の巧緻性向上訓練を施行。経過として、氷舐めを初回行い、やや頸部雑音あるも徐々に改善。クリアゼリーを一口ずつ開始、順調も余り食が進まず。水分ロミ付きを一口ずつ開始し順調。水分ロミがクリアした時点でペースト食（離乳食使用）を開始。嚥下食（区分3）軟飯まで食上げし、後はお刺身（一口大より小さい形）、ケーキなどを食べていた。現在は、柔らかく食を摂取されている（モンブランが大好き）。

参考資料として「言語聴覚士」の得意とする分野について、「失語症（言葉が出ない、遅れる）・構音障害（上手くしゃべれない）・音声障害（声の質、大きさが調整できない）・嚥下障害（よだれが出る、むせる）・高次脳機能障害（集中できない）・認知症」。話す、聴く、食べるスペシャリストである。
対象疾患として、脳出血、脳梗塞、クモ膜下出血、頭部外傷、脳炎、急性脳炎、髄膜炎、脳腫瘍、神経難病（パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、

多発性硬化症等)、食道 癌などの外科的疾患の術前、術後。認知症、精神発達遅滞、脳性麻痺等がある。

その他に、失語症の症状と対応の仕方について、失語症の訓練例、構音障害(発生発語が何らかの理由により、語音が出せない、もしくは誤った語音しか出せない)には「運動障害性構音障害」・「器質性構音障害」・「機能性構音障害」がある。訓練方法として、発生の特徴を一つずつ指導していく。

嚥下障害の症状として食べ物、飲み物がむせる、つかかえる、時間がかかる、量が減った食後に痰が絡むなどの症状が出現する。

口腔の訓練として、機能評価後、嚥下機能に合った食形態の調整、介助方法などの提案、嚥下機能に応じて「食物を使って実際に食べる訓練」、嚥下機能向上のための「食べ物を使わない嚥下基礎訓練」がある。他に高次脳機能障害認知症へのリハ介入方法等についての事例も紹介された。

今回、言語聴覚士の仕事の内容、役割などが分かったことで、在宅生活を支援していく上で大切なその人らしさ、その人が望むことを

叶えることで生きる気力となり充実した時間が持てるのだと感じた。

今後も、多職種の仕事の理解、連携を大切にし、利用者、家族が充実した生活が送れるように支援していきたいと思う。



桜区・西区 活動報告

テーマ 「行政との交流会」生活保護利用の高齢者の支援について」

開催日時 平成29年1月30日(月) 16時00分～17時15分

開催場所 プラザウエスト4階 第4セミナールーム

昨年第1回の開催に続き、今回は桜区高齢介護課1名、福祉課4名、西区高齢介護課1名、福祉課2名の計8名の職員の方々に参加していただき、22名のケアマネジャー(桜区12名、西区10名)との生活保護制度利用の高齢者の支援について意見交換をさせていただいた。

会長の挨拶から始まり、前半は桜区福祉事務所の石井氏より、生活保護制度と利用者の現状について、

①生活保護法(S25)より日本国憲法第25条、「最低生活保障」と「自立の助長」については、具体的に決まりを作るために生活保護法が制定され昭和25年のそのままの精神で引き継がれている。保護の決め方は極めてシンプルで、最低生活費に満たないか上回るかで決められる。個人の消費にかかる

②超高齢化社会と生活保護(国民年金法S36・介護保険法H12)では、国保にも介護保険にも入れないいわゆる第3号(?)の方は生保でひずみを担う。

③医療と生活保護(国民健康保険法S33)・医療費(診療報酬)と介護報酬(区分支給限度額)では、人工透析は生保で認められたため国保でも認めざるを得ないなど、命優先で法の最先端を行く場合もある。また、何も治療しない入院費1日40万円に対し要介護5の方の限度額月約36万円はどう考える?

④社会情勢と生活保護(桶川



や経験も違い、チームとしてより良い支援に繋がると思うので「みなさん、ぜひ担当者会議に呼んでください！」とありがたいお言葉をいただいた。

後半は職員の方々を交えてのグループワークでざつくばらんに意見交換をしていただき、それぞれ盛り上がりの中で発表した。驚いたことはケースワーカー1人の担当人数が80世帯超え！ケアマネの35件なんてと一瞬思ってしまった。亡くなった方の家財道具の片づけの費用は出ないが、民生委員の方に声かけ承諾を得れば出る。

クーラー事件・「次長課長問題」では、クーラーなく夏40日間入院した事例からエアコンの保有や、学資保険の保有など騒ぎになると認められることあり。また憲法第12条で、「国民に保障する事由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」と定めている。

⑤ 私たちケアマネジャーに「つながる」から「つながる」(チームによる援助)へ。ケアマネにつながるのと終わった気になっちゃう(笑)。生活保護利用の高齢者の支援も同様に、関わる職種が多ければ多いほど個々のノウハウ

「一人で思い悩むことはない。良い連携をしていきたい」と力強いお言葉をいただいた。

改正を目前に「意欲を引き出し自立を支援」という目標に向かい、これからも地域での行政との顔の見える関係作り、有意義な意見交換が続けられればと思っている。参加してくださった職員の皆さま、お忙しい中本当にありがとうございました。

施設ケアマネ研修会の報告

テーマ「施設ケアプラン作成に関する勉強会」

講師 神奈川県立保健福祉大学教授 峯尾武巳氏

開催日時 平成29年2月4日(土) 14時00分～16時00分

開催場所 プラザウエスト第3セミナールーム(桜区)

講師はすっかり恒例となった峯尾先生。研修は、テーマごとに隣席の参加者同士で意見交換を行い、指名を受けて発表するという対話方式を交えた講義で、以下のよう

1. 施設ケアマネジメントとは何か?

① マネジメントとは何か?

居室のケアマネジメントでは、対象者に必要な社会資源を組み合わせてパッケージ化するが、施設においては基本的に必要なものが揃っているため、その意味でのマネジメントは存在しない。





② ケアプランの目的は何か？

ケアプランは、施設においてはケアの質の向上、つまり生活の質の向上のためにある。

③ 施設ケアの特徴は？

施設では、安心、安全、安寧が24時間提供されるようにパッケージ化されている。

④ 施設の仕事の仕方の特徴は？

1日の業務の流れがあり、マニュアルがあり、集団ケアであり、ルーチンワークである。利用者の基本的な生活はルーチンワークで保証されているが、そこで提供されるケアは画一的にならざるをえない。

2. ICFの理解のためにICIDH（国際疾病分類）を理解する

「悪いところを見つけて治す」という医学モデルに基づいた考え方により、機能障害、能力障害、社会的不利という障害の3段階での捉え方は、マイナス面を分類するという解釈が懸念される。

3. ICFを用いてケアプランを振り返る

ICFの概念を理解するためにはその構図を覚えられるように必ず自身で図を書いてみることに。また壁に掲示するなど工夫をして常にICFの構図を意識すること。

各自、持参したケアプランをICFの概念図に照らして振り返りを行う。最後に、代表して一人の方が前に出て振り返ったものを発表した。

ICFはアセスメントツールであるとされているが、「今の生活状況を説明するための道具」として捉えて、ケアプランを見直すために使ってみてほしい。明日以降、

施設へ戻ったら必ずICFを使ってケースを振り返ってみること。できれば一人でやるより、仲間を見つけて実施してほしい。

集団的ケアの中であつてもできる限り個別性を追求すること。それが施設ケアマネジャーの役割である。そして、個別ケアを追求するための道具がケアプランである。

「施設にケアマネジメントはない。集団ケアのルーチンワーク」
「金太郎飴のように同じようなプランになってないか？」との導入に参加者は皆、ハッとさせられた。そして熱心な語りが参加者に伝わり、次第に意見交換は活発に行われたので、当初予定していたグループワークは行わず、対話形式のまま研修は終了した。

アンケートからは、「諦めない気持ちになりました。『施設ケアプランとは？』『施設ケアマネとは？』とずっと自問自答してきたのですっきりとしました」「『ルーチンワーク』と『個別性の追求』、業務の中で自分の仕事を振り返ることができました。教科書では学べない実践的でわかりやすい内容

で、参加して良かったです」「現実に即した講義で、まずはやってみようと思わせて下さる内容でした。現場で少しづつでも今日のことを励みとして取り組んでいけたらと思います」などの意見が聞かれた。



ちょっと coffee break

会員E

春一番に、緑区役所にある早咲きの河津桜が咲くと、なぜか西行を思い恋に恋したくなる姥桜。そう呼ばれる女盛りを過ぎて、なお美しさや色気が残っている女性の願望か否か、桜を見ては気持ち高ぶり、桜の香りが心奥底の乙女心を蘇らせます。2月、平清盛の平家納経で有名な「巖島神社」に参拝いたしました。フェリーから見える安芸の宮島は、瀬戸内海に浮かぶ大鳥居と、巖島神社が美しい朱色を輝かせて、清らかに優しく迎えてくれました。1550年（天文19年）にはフランシスコ・ザビエルが旅の途中宮島に立ち寄り、その他、ヘレンケラー、アインシュタインも訪れているのです。

世界遺産、日本三景の一つ、巖島神社のご祭神は、市杵島姫命（いちきしまひめのみこと）田心姫命（たごりひめのみこと）湍津姫命（たぎつひめのみこと）宗像三女神と総称されています。春には満開の桜が宮島を桜色に染め、秋には弥山のもみじが赤く燃える優雅な三女神世界を堪能できます。遊郭茶屋もあったという歴史もあり、殿方にとっては、恋やら愛やら大切な人との「ご縁」を繋ぐ神秘的な竜宮城のような場所だったのですね。

巖島神社と言えば、平清盛と言えば、幼馴染の西行法師。愛を貫き大悲恋一筋に生きた西行は、文治6年2月16日（1190年3月23日）73歳で生涯を閉じました。

「願わくは花の下にて春死なん そのきさらぎの望月のころ」<願わくば2月15日頃、春の満開の桜の下で死にたいものだ>と詠み、「花にそむ 心のいかで残りけん 捨てはてきと 思ふ我が身に」<いくら仏道に進んだとはいえ、花への思いは断ち切れません>「見る人に 花も昔を 思い出して 恋しかるへし 雨にしをるる」と、<花見に来た人を見て、花もあなたと同様に白河院の花の御幸を思い出して恋しがっているのでしょう。雨に降られたそうですが、それは花の涙なのです>桜という「花」は、鳥羽院の妃・待賢門院（たいけんもんいん）のことだと言われています。西行伝説の待賢門院とのラブストーリー。思うたびに胸が熱くなります。

河津桜が散ると、ソメイヨシノが華麗な姿を現します。さいたま市には桜の名所がたくさんありますが、見沼用水縁に咲く満開の桜は、京都智積院の墨絵のような芸術作品。眺めだせば、その場所から離れる気にはなりません。

「春風の桜を散らすと見る夢は さめても胸のさわぐなりけり」

<春風が花を散らしている夢は、目覚めた後まで胸のときめきがやむことなく続いているのです>・・・桜が散り新緑が芽吹いて、また1年。別れと出会いの歴史ロマンスに夢うつつとなりながら、今を生きてる幸せを感じています。

ご案内

◎ 平成29年度 さいたま市介護支援専門員協会 「通常総会 及び 全体研修会（記念講演）」開催のご案内

開催日	平成29年5月20日（土）
場所	さいたま市民会館おおみや 小ホール
通常総会	午後1時45分～2時50分
全体研修会	午後3時00分～4時45分
演題	「人生には夢と勇気と歌が必要だ！ ～つらい時も前を向いて歌を歌おう～（仮題）」
講師	さくま ひでき 氏

元祖自前アーティスト！何でも自分でこなす癒し系シンガーソングライター
FM NACK5「さくまひできのサンデー音楽工房」放送中

事務局

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目1864-10
JS日進 さいたま市社会福祉協議会内 さいたま市介護支援専門員協会
電話 048-782-6839 FAX 048-782-6840

リニューアルしたので見てください～い！！

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>

さいたま市介護支援専門員協会

検索